

条例の概要

目的（条例第一条）

部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人權の擁護に資する。

責務（条例第三条）

大阪府

国及び市町村と協力して、目的を達成するため必要な啓発に努める。

府民

目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

興信所・探偵社業者及び土地調査等（※）を行う者

その営業について社会的責任を自覚し、目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

※「土地調査等」とは、府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

興信所・探偵社業者

遵守事項（条例第七条）

- （1）特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- （2）同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

指示 ⇒ 営業停止命令 ⇒ 罰則（懲役又は罰金）
↑（聴聞） 三月以下の懲役・十万円以下の罰金
報告の徴収・立入検査
罰則は両罰規定（行為者及び法人等に対して適用）を採用

自主規制（条例第五条）

- ・ 構成員に遵守事項を遵守させるため、必要な規約の設定、届出
- ・ 構成員に対する遵守の指導

土地調査等を行う者

遵守事項（条例第十二条）

- （1）調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて、調査し、又は報告しないこと。
- （2）同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

【違反に対して】

報告の徴収（必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。）
⇒ 勧告（遵守事項に違反したとき、当該違反に係る行為を中止し、必要な措置を講ずべきことを勧告）
⇒ 事実の公表（報告の徴収に正当な理由なく応じなかったとき、又は勧告に従わなかったとき）

※事実の公表をするときは、公表に係る者にあらかじめ通知し、釈明及び資料の提出の機会を与える。（意見聴取）

※「同和地区」とは、この条例では「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。